

市川市入札事務改善検討委員会運営要綱

(設置)

第1条 入札、契約における一層の透明性、競争性等の確保及び広範な入札参加機会の確保その他入札、契約事務の改善を図るため、市川市入札事務改善検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 入札に参加するものに必要な資格要件及び指名業者の選定の基準に関すること
- (2) 入札方法に関すること。
- (3) 契約手続に関すること。
- (4) その他入札、契約制度に係わる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、市川市建設工事等請負業者資格審査会運営要綱（以下「資格審査会運営要綱」という。）に規定する市川市建設工事等請負業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）の審査員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は資格審査会の会長が行い、その他委員については資格審査会運営要綱の規定を準用する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が不在のときは委員長から事前に指名を受けた委員が、委員（副市長を除く。）が不在のときは当該委員が指定した職員が、その職務を代理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。ただし、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、会議による同意を得ての決裁に代えて、委員長までの決裁により決定することができる。

(関係部課長等の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係部課長等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、管財部契約課において処理する。

(報告)

第7条 委員長は、審議の結果を遅滞なく市長に報告し、承認を受けるものとする。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。